

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき申請を行なった電気供給約款（平成26年11月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第47条の3の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）および附則9（料金についての特別措置）に定める料金率ならびに59（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）および別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

（1）Ⅲ（契約種別および料金）および附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
定額電灯				
需要家料金				
1 契約につき	91.80		6.80	
電灯料金				
20ワットまでの1灯につき	143.25	(28.77)	10.61	(2.13)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	269.23	(57.55)	19.94	(4.26)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	395.20	(86.32)	29.27	(6.39)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	647.16	(143.88)	47.94	(10.66)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	323.58	(71.94)	23.97	(5.33)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	271.93	(42.97)	20.14	(3.18)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	472.59	(85.95)	35.01	(6.37)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	236.29	(42.97)	17.50	(3.18)

（注）（ ）内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
従量電灯 A				
最低料金				
1 契約につき最初の 9 キロワット時まで	279.19	(32.95)	20.68	(2.44)
電力量料金				
上記をこえる 1 キロワット時につき	23.54	(3.66)	1.74	(0.27)
従量電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペア	334.80		24.80	
契約電流15アンペア	502.20		37.20	
契約電流20アンペア	669.60		49.60	
契約電流30アンペア	1,004.40		74.40	
契約電流40アンペア	1,339.20		99.20	
契約電流50アンペア	1,674.00		124.00	
契約電流60アンペア	2,008.80		148.80	
電力量料金				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.54	(3.66)	1.74	(0.27)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.72	(3.66)	2.20	(0.27)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.37	(3.91)	2.47	(0.29)
最低月額料金				
1 契約につき	246.24		18.24	
従量電灯 C				
基本料金				
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	334.80		24.80	
電力量料金				
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.54	(3.66)	1.74	(0.27)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.72	(3.66)	2.20	(0.27)
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.37	(3.91)	2.47	(0.29)

(注) () 内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
臨時電灯A				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.94	(1.16)	0.67	(0.09)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17.87	(2.32)	1.32	(0.17)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17.87	(2.32)	1.32	(0.17)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	178.71	(23.19)	13.24	(1.72)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	178.71	(23.19)	13.24	(1.72)
臨時電灯B				
基本料金				
契約電流10アンペアにつき	368.28		27.28	
電力量料金				
1キロワット時につき	36.11	(3.70)	2.67	(0.27)
臨時電灯C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	368.28		27.28	
電力量料金				
1キロワット時につき	36.11	(3.70)	2.67	(0.27)

(注) () 内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
公衆街路灯 A				
需要家料金				
1 契約につき	81.00		6.00	
電灯料金				
20ワットまでの1灯につき	132.45	(28.77)	9.81	(2.13)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	247.63	(57.55)	18.34	(4.26)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	362.80	(86.32)	26.87	(6.39)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	593.16	(143.88)	43.94	(10.66)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	296.58	(71.94)	21.97	(5.33)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	249.25	(42.97)	18.46	(3.18)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	433.71	(85.95)	32.13	(6.37)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	216.85	(42.97)	16.06	(3.18)
公衆街路灯 B				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	302.40		22.40	
電力量料金				
1キロワット時につき	22.19	(3.70)	1.64	(0.27)
最低月額料金				
1契約につき	221.40		16.40	
低圧電力				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	1,263.60		93.60	
電力量料金				
1キロワット時につき	17.35	(3.70)	1.28	(0.27)
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワット1日につき	223.10	(24.38)	16.53	(1.81)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき	20.08	(3.70)	1.48	(0.27)
農事用電力				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	712.80		52.80	
電力量料金				
1キロワット時につき	14.75	(3.70)	1.09	(0.27)

(注) () 内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

(2) 59 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,456.00	256.00
地中配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	26,676.00	1,976.00

(3) 附則5 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) および附則7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) に定める料金率等

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
契約使用期間				
最初の30日まで				
契約電力				
0.5キロワット	3,446.50	(182.74)	255.30	(13.54)
1キロワット	5,750.35	(365.47)	425.95	(27.07)
2キロワット	10,788.23	(731.27)	799.13	(54.17)
3キロワット	15,825.78	(1,096.74)	1,172.28	(81.24)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	3,065.47	(365.47)	227.07	(27.07)
30日をこえる1日につき				
契約電力				
0.5キロワット	43.89	(6.09)	3.25	(0.45)
1キロワット	87.78	(12.18)	6.50	(0.90)
2キロワット	175.58	(24.38)	13.01	(1.81)
3キロワット	263.36	(36.56)	19.51	(2.71)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	87.78	(12.18)	6.50	(0.90)

(注) () 内には、特別変動可変費に係る料金を内数として記載

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭厘	円 銭厘
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.318	0.024
1キロワット	0.636	0.047
2キロワット	1.272	0.094
3キロワット	1.907	0.141
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.636	0.047

(4) 附則9 (料金についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
定額電灯				
電灯料金				
20ワットまでの1灯につき	137.80	(▲5.45)	10.21	(▲0.40)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	258.32	(▲10.91)	19.13	(▲0.81)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	378.84	(▲16.36)	28.06	(▲1.21)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	619.89	(▲27.27)	45.92	(▲2.02)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	309.95	(▲13.63)	22.96	(▲1.01)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	263.79	(▲8.14)	19.54	(▲0.60)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	456.30	(▲16.29)	33.80	(▲1.21)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	228.15	(▲8.14)	16.90	(▲0.60)
従量電灯A				
最低料金				
1契約につき最初の9キロワット時まで電力量料金	272.87	(▲6.32)	20.21	(▲0.47)
上記をこえる1キロワット時につき	22.84	(▲0.70)	1.69	(▲0.05)
従量電灯B				
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	22.84	(▲0.70)	1.69	(▲0.05)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29.02	(▲0.70)	2.15	(▲0.05)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	32.67	(▲0.70)	2.42	(▲0.05)
従量電灯C				
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	22.84	(▲0.70)	1.69	(▲0.05)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	29.02	(▲0.70)	2.15	(▲0.05)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	32.67	(▲0.70)	2.42	(▲0.05)

(注) () 内には、Ⅲ (契約種別および料金) および附則7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) に定める料金率との差し引きを内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8.72	(▲0.22)	0.65	(▲0.02)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17.43	(▲0.44)	1.29	(▲0.03)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17.43	(▲0.44)	1.29	(▲0.03)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	174.31	(▲4.40)	12.91	(▲0.33)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	174.31	(▲4.40)	12.91	(▲0.33)
臨時電灯 B				
電力量料金				
1 キロワット時につき	35.41	(▲0.70)	2.62	(▲0.05)
臨時電灯 C				
電力量料金				
1 キロワット時につき	35.41	(▲0.70)	2.62	(▲0.05)

(注) () 内には、Ⅲ (契約種別および料金) および附則 7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) に定める料金率との差し引きを内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
公衆街路灯 A				
電灯料金				
20ワットまでの1灯につき	127.00	(▲5.45)	9.41	(▲0.40)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	236.72	(▲10.91)	17.53	(▲0.81)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	346.44	(▲16.36)	25.66	(▲1.21)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	565.89	(▲27.27)	41.92	(▲2.02)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	282.95	(▲13.63)	20.96	(▲1.01)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	241.11	(▲8.14)	17.86	(▲0.60)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	417.42	(▲16.29)	30.92	(▲1.21)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	208.71	(▲8.14)	15.46	(▲0.60)
公衆街路灯 B				
電力量料金				
1キロワット時につき	21.49	(▲0.70)	1.59	(▲0.05)
低圧電力				
電力量料金				
1キロワット時につき	16.65	(▲0.70)	1.23	(▲0.05)
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワット1日につき	218.48	(▲4.62)	16.19	(▲0.34)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき	19.38	(▲0.70)	1.43	(▲0.05)
農事用電力				
電力量料金				
1キロワット時につき	14.05	(▲0.70)	1.04	(▲0.05)

(注) () 内には、Ⅲ(契約種別および料金)および附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)に定める料金率との差し引きを内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
農事用電力（脱穀調整用電力）				
契約使用期間				
最初の30日まで				
契約電力				
0.5キロワット	3,411.83	(▲34.67)	252.73	(▲2.57)
1キロワット	5,681.01	(▲69.34)	420.81	(▲5.14)
2キロワット	10,649.56	(▲138.67)	788.86	(▲10.27)
3キロワット	15,618.10	(▲207.68)	1,156.90	(▲15.38)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	2,996.13	(▲69.34)	221.93	(▲5.14)
30日をこえる1日につき				
契約電力				
0.5キロワット	42.73	(▲1.16)	3.16	(▲0.09)
1キロワット	85.47	(▲2.31)	6.33	(▲0.17)
2キロワット	170.96	(▲4.62)	12.67	(▲0.34)
3キロワット	256.44	(▲6.92)	19.00	(▲0.51)
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	85.47	(▲2.31)	6.33	(▲0.17)

(注) () 内には、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）に定める料金率との差し引きを内数として記載

(5) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円 銭厘	消費税等相当額 円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
20ワットまでの1灯につき	1.501	0.111
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.003	0.222
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.505	0.334
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.508	0.556
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.754	0.278
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.243	0.166
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.485	0.332
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.243	0.166
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.060	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.121	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.121	0.009
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.211	0.090
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.211	0.090
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.272	0.094
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.193	0.014